

リスクマネジメント規程

NPO 法人ケアラーネットみちくさ

(目的)

第1条 この規程は、NPO 法人ケアラーネットみちくさ(以下「この法人」という。)におけるリスクマネジメント体制の要綱を定め、この法人の存続に重大な影響を及ぼすリスクを事前に識別・評価し、これを予防・減少することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程におけるリスクとは、コンプライアンス、財務報告、情報管理など主に事業活動に伴い発生するリスクをいう。

(体制)

第3条 リスクマネジメント体制は、理事会で議論のうえ推進する。事業活動に伴う重大なリスクの識別、評価及びリスクへの対応は、事務局長が、必要に応じて理事長の助言を受けながら実施・決定する。この法人の役員及び従業員は、事務局長の要請に基づき、リスクマネジメント体制推進に関する業務に協力しなければならない。

(報告)

第4条 役員及び従業員は、事業活動に伴う重大なリスクを認めたときは、事務局長に報告しなければならない。

(改廃)

第5条 本規程の改廃は理事会が行う。

付則 1 当規程は 2020 年 9 月 1 日から施行する。